

教職員の任用に関する意見について

2016/12/10
市川市教育委員会

コミュニティ・スクール指定校には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第5項」に以下の権限が示されています。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

学校運営協議会は、保護者や地域住民などから構成され、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりするといった取り組みが行われます。学校運営協議会の主な役割として次の3つがあります。

- ・校長の作成する学校運営の基本方針を承認する（必須）
 - ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること（任意）
 - ・教職員の任用に関して、教育委員会に意見が述べることができること（任意）
- ➡保護者や地域の方の意見を的確に学校運営に反映させるためには、その方針を実現するにふさわしい教員の配置がきわめて重要であることから、学校運営協議会は、教職員の人事に関して、任命権者に直接意見を述べることができる仕組みとなっています。

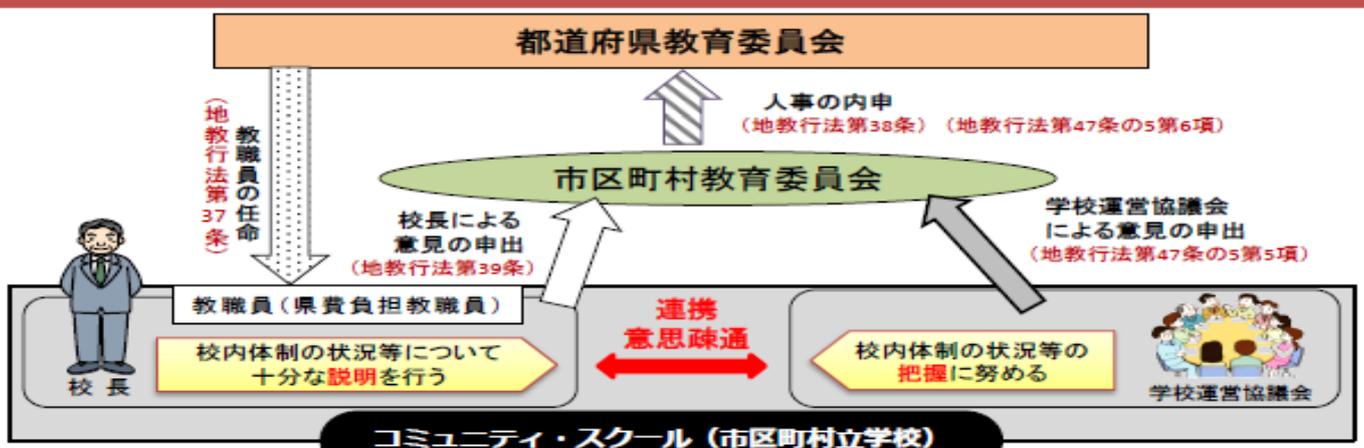
教職員の任用にかかわる意見とは、具体的に以下の通りです。

➡意見を述べる対象事項としては、主にその学校の基本的な方針を踏まえて、実現しようとする教育目標・内容等に合った教職員の配置を求めること、すなわち、採用、昇任、転任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分、勤務条件の決定などに関する事項は含まれません。学校運営協議会で共有している目標やビジョンに沿って、「こんな先生に来てもらいたい」と言った意見に限られるものです。

【例】

- ・地域連携の核となる「社会教育主事」の資格を有する教員の配置を要望
- ・小学校における外国語活動の充実のために「中・高の英語の免許」を持った教員の配置を要望
- ・若手教職員の人材育成のために、「学年主任ができるリーダー性を持った教員」の配置を要望

「教職員の任用に関する意見」は、学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から述べられるものです



学校運営協議会は、学校の基本方針を踏まえつつ、保護者や地域の意見を学校運営により反映し、学校運営を充実していくために必要な教職員の人事（採用、昇任、転任であり、**分限処分、懲戒処分等は含まない**）について当該学校を設置する教育委員会を通じて任命権者に意見を述べることができます。この際、校長は日頃より学校運営協議会に対し、**学校のビジョンや校内体制の状況等について十分に共有しておくことが重要**となります。任命権者は域内の実情を踏まえつつ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努めることが求められますが、**任命権者（都道府県・政令市）の任命権の行使そのものを拘束するものではありません**。また、**校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではありません**。